

2016埋計発第87号
2016年 6月30日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
佐 藤 暁 殿

日本原燃株式会社
埋設事業部 埋設計画部長

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」の
内容の一部読み替えについて

2016年3月23日付、2015埋計発第276号にて届け出ました弊社「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」につきましては、弊社組織改正に伴い、添付資料のとおり読み替えますのでご連絡いたします。

なお、本読み替えは2016年6月30日より適用いたします。

添付資料

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

現 行	読み替え後	理 由
第2章 原子力災害予防対策 (中略) 第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備 1. 対策本部室 (1) 事業部対策本部室 原子力防災管理者は、事業部対策本部の活動拠点として事業部対策本部室を定める。 低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、事業部対策本部室を常に使用可能な状態に整備する。 (2) 全社対策本部室 安全・品質本部安全統括部長は、全社対策本部（青森班及び東京班を除く。）の活動拠点として全社対策本部室を定め、常に使用可能な状態に整備する。 青森総合本部長は、全社対策本部青森班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 東京支社長は、全社対策本部東京班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (中略) 5. 放送装置 業務本部総務部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。	第2章 原子力災害予防対策 (中略) 第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備 1. 対策本部室 (1) 事業部対策本部室 原子力防災管理者は、事業部対策本部の活動拠点として事業部対策本部室を定める。 低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、事業部対策本部室を常に使用可能な状態に整備する。 (2) 全社対策本部室 安全・品質本部安全・品質管理部長は、全社対策本部（青森班及び東京班を除く。）の活動拠点として全社対策本部室を定め、常に使用可能な状態に整備する。 青森総合本部長は、全社対策本部青森班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 東京支社長は、全社対策本部東京班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (中略) 5. 放送装置 地域・業務本部総務部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。	社内組織改正の反映 ・安全本部安全統括部⇒安全・品質本部安全・品質管理部 ・業務本部⇒地域・業務本部

現 行	読み替え後	理 由
第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備 (中略) 2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. 安全本部環境管理センター長、業務本部総務部長、経営本部人事部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長、再処理事業部防災管理部長及び安全本部安全統括部長は、別表6に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。 (a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し、常に使用可能な状態に整備する。 (b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 b. 社長は、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。 (2) その他の防災資機材 a. 業務本部総務部長、経営本部人事部長、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、別表7に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。	第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備 (中略) 2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. 安全・品質本部環境管理センター長、地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長、再処理事業部防災管理部長及び安全・品質本部安全・品質管理部長は、別表6に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。 (a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し、常に使用可能な状態に整備する。 (b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 b. 社長は、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。 (2) その他の防災資機材 a. 地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、濃縮事業部ウラン濃縮工場濃縮運転部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長は、別表7に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。	社内組織改正の反映 ・安全本部⇒安全・品質本部 ・業務本部⇒地域・業務本部 ・安全本部安全統括部⇒安全・品質管理部

現 行	読み替え後	理 由
第4節 原子力防災活動に必要な資料の整備 1. 事業部対策本部室及び全社対策本部室に備え付ける資料 安全本部環境管理センター長、経営本部人事部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長及び安全本部安全統括部長は、別表8に定める原子力防災活動で使用する資料を事業部対策本部室に備え付ける。また、全社対策本部室に備え付ける資料については、安全本部安全統括部長に送付する。 安全本部安全統括部長は、送付された資料を全社対策本部室に備え付ける。 なお、安全本部環境管理センター長、経営本部人事部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長及び安全本部安全統括部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 (中略)	第4節 原子力防災活動に必要な資料の整備 1. 事業部対策本部室及び全社対策本部室に備え付ける資料 安全・品質本部環境管理センター長、経営本部人事部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長及び安全・品質本部安全・品質管理部長は、別表8に定める原子力防災活動で使用する資料を事業部対策本部室に備え付ける。また、全社対策本部室に備え付ける資料については、安全・品質本部安全・品質管理部長に送付する。 安全・品質本部安全・品質管理部長は、送付された資料を全社対策本部室に備え付ける。 なお、安全・品質本部環境管理センター長、経営本部人事部長、低レベル放射性廃棄物埋設センター長、安全管理部長及び安全・品質本部安全・品質管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 (中略)	社内組織改正の反映 ・安全本部⇒安全・品質本部 ・安全本部安全統括部⇒安全・品質管理部

現 行	読み替え後	理 由
別図 4 原子力法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (事業所内での事象発生時) ※ 1 : その他の埋設施設 (ほかの労働基準監督署、三沢市、東北町、野辺地町、横濱町、東通村、経済産業省青森原子力産業立地調整官事務所、六ヶ所地調整官事務所) ※ 2 : 原子力法第 10 条第 1 項に基づく通報先 ※ 3 : 原子力法第 10 条第 1 項に基づく通報先	別図 4 原子力法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (事業所内での事象発生時) ※ 1 : その他の埋設施設 (ほかの労働基準監督署、三沢市、東北町、野辺地町、横濱町、東通村、経済産業省青森原子力産業立地調整官事務所、六ヶ所地調整官事務所) ※ 2 : 原子力法第 10 条第 1 項に基づく通報先 ※ 3 : 原子力法第 10 条第 1 項に基づく通報先	社内組織改正の反映 ・地域本部⇒ 地域・業務本部